明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇一）　二
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇二）　三
○権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（二〇三）　八
○関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令（二〇四）　九
○特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（二〇五）
○畜産経営の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（二〇六）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（二〇七）

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務四二）　一〇
○不動産登記令第四条の特例等を定める省令の一部を改正する省令（法務二〇）　九七
○税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（財務五三）　九八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（厚生労働八六）　九九
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（同八七）　一二三
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通五八）

〔告　示〕
○地方税法施行規則附則第三条の二の十九第一項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を定めた件（国土交通九一三）　一二三

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇一号）（国土交通省）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三〇年法律第二二号）の施行期日は平成三〇年七月一五日とすることとした。

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二〇二号）（国土交通省）

一　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

都市計画等の特例の対象となる関連公共公益施設整備事業（都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業をいう。）に係る当該都市再生事業の規模は、〇・五ヘクタール以上であるものとすることとした。（第七条第三項関係）

二　都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正関係

資金の貸付けの対象となる誘導施設整備区が事業計画において定められている土地区画整理事業について基準を設けるとともに、当該事業に要する費用の範囲について定めることとした。（第一九条及び第二〇条関係）

三　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして宅地建物取引業者の相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設協定に係る承継効に関する規定を追加することとした。（第三条第一項第三三号関係）

四　施行期日

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年七月一五日）から施行することとした。

◇権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（法務省）

1　都市再生特別措置法（平成一四年法律第二二号）第一〇九条の一〇に規定する登記を権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二五八号）に規定する不動産登記法（平成一六年法律第一二三号）の特例の対象に加えるとともに、同政令の題名を改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成三〇年七月一五日から施行することとした。

◇関税法施行令等の一部を改正する政令及び経済連携協定に基づく報復関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（財務省）

1　関税法施行令等の一部を改正する政令のうち、関税法施行令の改正規定、関税暫定措置法施行令の改正規定、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の改正規定、経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の改正規定及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律施行令の改正規定については、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に対応できるよう所要の調整を行うこととした。（関税法施行令等の一部を改正する政令第一条、第五条、第六条、第八条及び第九条関係）

2　経済連携協定に基づく報復関税に関する政令について、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に対応できるよう所要の調整を行うこととした。（経済連携協定に基づく報復関税に関する政令附則第一項関係）

3　環太平洋パートナーシップ協定が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定より先に発効する場合に対応するため所要の規定を整備することとした。（附則第二条関係）

4　この政令は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から施行することとした。